

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年2月26日

岩手県立宮古高等技術専門校長 熊谷 郁夫

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 岩手県立宮古高等技術専門校寄宿舎賄業務
- (2) 仕様等 「岩手県立宮古高等技術専門校寄宿舎賄業務委託仕様書」による
- (3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 履行場所 岩手県立宮古高等技術専門校 寄宿舎「向技寮」（食堂及び厨房）
岩手県宮古市松山第8地割29番3地内

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年3月18日（火） 午前11時
- (2) 場所 岩手県宮古市松山第8地割29番3 岩手県立宮古高等技術専門校 会議室

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (3) 5に定める一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限の措置を受けていない者であること。
- (4) (3)の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 岩手県県税条例（昭和29年条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可を有する者であること。
- (8) 栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士の資格を有し、過去5年以内に公立施設の賄等業務に1年以上の経験を有する者が献立の作成に従事できること。

- (9) 調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格を有し、過去5年以内に公立施設の賄等業務に1年以上の経験をする者を1名以上業務に従事させること。
- (10) 申請書等の提出月日（以下「資格確認日」という。）から起算して過去2年間、岩手県内の事業所において、食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (11) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (12) 過去5年以内に、元請けとして公立施設の賄業務を受注した実績を有すること。

4 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の入札保証金を、原則として現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、入札日前に事前に10に示す照会先まで連絡すること。）で岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保証証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、落札しなかった場合は、これを当該入札参加者又はその代理人に還付する。なお、落札者については、契約締結後において還付する。また、還付の際、領収書に印鑑が必要であることから、持参すること。
おって、入札保証金の還付に当たり、受取金額が5万円以上となる場合は、領収書に貼付する収入印紙（200円分）を準備すること（受取金額が5万円未満となる場合は非課税）。
- (3) 落札者の入札保証金については、契約締結後において入札保証金還付請求書を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。
- (4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

5 入札参加手続等

- (1) 本件の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の関係書類を添えて、令和7年3月11日（火）午後5時までに岩手県立宮古高等技術専門校長あてに提出すること。
 - ア 業務従事者経歴書（様式第2号）
 - イ 食中毒事故に関する申告書（様式第3号）
 - ウ 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第4号）
 - エ 契約実績届出書（様式第5号）
 - オ 食品衛生法による営業許可書の写し
 - カ 生産物賠償責任保険証書の写し
 - キ 商業登記簿謄本の写し（個人の場合は営業証明書の写し）
 - ク 岩手県県税条例第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないことの証明書の写し
- (2) 申請書及び関係書類は岩手県立宮古高等技術専門校において審査するものとし、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
なお、審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書により、遅くとも令和7年3月13日（木）までに入札参加希望者にファクシミリにより通知する。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。

6 入札説明書の配布

入札説明書は、岩手県公式ホームページで配付する。

7 質問書の受付及び回答方法

この一般競争入札に関して質問がある場合は、書面（様式任意。ファクシミリにより提出可）により令和7年3月11日（火）午後5時までの間に、10に示す紹介先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し令和7年3月13日（木）午後5時までにファクシミリにより送信する。

8 入札の方法

- (1) 入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 郵送やファクシミリ等による入札書の提出は認めない。
- (3) 入札に関する詳細は、一般競争入札説明書によること。

9 その他

- (1) 令和7年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の入札手続について停止の措置を行うことがある。
- (2) 入札参加申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- (3) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があつた場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合又は受注の重複等により入札参加資格で求める3（8）、（9）の本業務に配置する者の配置が困難と認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (6) その他入札の詳細については一般競争入札説明書に示すとおりとする。

10 照会先

岩手県立宮古高等技術専門校

〒027-0037 岩手県宮古市松山第8地割29番3

電話 0193-62-5606 ファクス 0193-64-6596